

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労働関係法](#) | [損害賠償額の予定の禁止](#)
[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[社会保障](#)
[労使トラブル法律相談Q&A](#)
[労働関係法](#)
[経営全般](#)
[人間関係とコミュニケーション](#)
[ライフプラン](#)
[男女共同参画](#)
[公務員関係法](#)
[日朝の歴史](#)
[7つの習慣](#)
[中東の歴史](#)
[ボランティア活動](#)
[環境活動](#)
[社会貢献活動](#)
[自己啓発](#)
[生涯学習](#)
[外交・防衛問題](#)
[資本論](#)

損害賠償額の予定の禁止

損害賠償額の予定の禁止

損害賠償額を予定する労働契約は違法となります。

戦前の雇用関係では、途中で退職したり、会社に損害を与えたりした場合は労働者の家族も含めて違約金を払う、損害賠償を行なうなどの契約がありました。

民法では420条（賠償額の予定）以下に損害賠償を予定できる旨を定めていますが、労働法では、これは労働者の退職の自由を奪うものであるとして、労働基準法では罰則をつけて明確に禁止しました。これに反する労働契約や就業規則はその部分について無効となります。

研修や訓練費用を会社が負担した場合、当然に必要な訓練（運転免許の資格など広く一般に使える資格であると使用者の負担は必ずしも当然ではない）であれば使用者が負担せねばならず、途中で退職した者に返還を請求することは賠償予定の禁止に反するとされます（サロン・ド・リリー事件、浦和地裁判決昭和61年5月30日判決）。

また、病院附属の看護学校を卒業した看護師や美容師などにある、いわゆる「お礼奉公」はあくまで紳士協定であるとされています。

退職後、同業他社に就職するなどで競業禁止義務に反した場合、退職金を減額されることは、有効であるとされることもあります

（三晃社事件、最高裁判所昭和52年8月9日判決）。

労働基準法 第16条(賠償予定の禁止)

労働契約の不履行についての違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>>一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.